

平成 27 年度国立研究開発法人海上技術安全研究所調達等合理化計画

「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」(平成 27 年 5 月 25 日総務大臣決定)に基づき、国立研究開発法人海上技術安全研究所は、事務・事業の特性を踏まえ、PDCA サイクルにより、公正性・透明性を確保しつつ、自律的かつ継続的に調達等の合理化に取り組むため、平成 27 年度国立研究開発法人海上技術安全研究所調達等合理化計画を以下のとおり定める。

1. 調達の現状と要因の分析

- (1) 海上技術安全研究所における平成 26 年度の契約状況は、表 1 のようになっており、契約件数は 208 件、契約金額は 33.9 億円である。また、競争性のある契約は 170 件(81.7%)、26.1 億円(77.1%)、競争性のない契約は 38 件(18.3%)、7.8 億円(22.9%)となっている。
- 平成 25 年度と比較して、競争性のない契約の割合が件数・金額ともに大きくなっている(件数は 58.3%の増、金額は 104.7%の増)が、主に受託研究の契約においてその一部を特定の第三者に委託することが依頼者から指定されているものの増加によるものである。

表 1 平成 26 年度の海上技術安全研究所の調達全体像 (単位:件、億円)

	平成 25 年度		平成 26 年度		比較増△減	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額
競争入札等	(79.0%) 166	(68.4%) 9.7	(55.3%) 115	(18.6%) 6.3	(△30.7%) △ 51	(△35.4%) △ 3.4
企画競争・公募	(9.5%) 20	(4.9%) 0.7	(26.4%) 55	(58.5%) 19.8	(175%) 35	(2,728.6%) 19.1
競争性のある契約(小計)	(88.6%) 186	(73.4%) 10.5	(81.7%) 170	(77.1%) 26.1	(△8.6%) △ 16	(149.7%) 15.6
競争性のない随意契約	(11.4%) 24	(26.6%) 3.8	(18.3%) 38	(22.9%) 7.8	(58.3%) 14	(104.7%) 4.0
合計	(100%) 210	(100%) 14.2	(100%) 208	(100%) 33.9	(△ 1.0%) △ 2	(137.7%) 19.6

(注 1) 計数は、それぞれ四捨五入しているため、合計において一致しない場合がある。

(注 2) 比較増△減の()書きは、平成 26 年度の対 25 年度伸率である。

(注 3) 不落随契は競争入札等を含む。

- (2) 海上技術安全研究所における平成 26 年度の一者応札・応募の状況は、表 2 のようになっており、契約件数は 105 件(62.8%)、契約金額は 21.7 億円(84.1%)である。

前年度と比較して、一者応札・応募による契約の割合が件数・金額ともに大きくなっている(件数は 1.9%の増、金額は 325.6%の増)が、一般競争における一者応札は件数・金額ともに減少したものの、企画競争・公募を含めた場合に主に受託研究の再委託先の選定に企画競争を実施した案件での一者応募により増加したものである。

表2 平成 26 年度の海上技術安全研究所の二者応札・応募状況

(単位:件、億円)

		平成 25 年度	平成 26 年度	比較増△減
2者以上	件数	74 (41.8%)	62 (37.1%)	△ 12 (△16.2%)
	金額	4.0 (44.1%)	4.1 (15.9%)	0.1 (2.0%)
1者以下	件数	103 (58.2%)	105 (62.8%)	2 (1.9%)
	金額	5.1 (55.9%)	21.7 (84.1%)	16.6 (325.6%)
合計	件数	177 (100%)	167 (100%)	△ 10 (△ 5.6%)
	金額	9.1 (100%)	25.9 (100%)	16.7 (182.9%)

(注 1) 計数は、それぞれ四捨五入しているため、合計において一致しない場合がある。

(注 2) 合計欄は、競争契約(一般競争、指名競争、企画競争、公募)を行った計数である。

(注 3) 比較増△減の()書きは、平成 26 年度の対 25 年度伸率である。

2. 重点的に取り組む分野(【 】は評価指標)

上記 1 の現状分析等を含め総合的な検討を行った結果、契約事務の適正化及びコスト削減・調達業務の効率化等の取り組みに努めることとする。

(1) 契約事務の適正化

○一者応札の見直し

- ・履行能力を担保する上で要件を付する必要がある場合を除いては、入札参加要件は原則付さない。
- ・公告については、引き続き、掲示及びホームページに掲載するとともに、公告期間を10日以上確保する。
- ・一者応札(応募)になった案件について、入札説明書を受け取った者で入札に参加しなかった事業者に対して、アンケート調査を実施し、要因分析を行う。
- ・複数年度にわたり同一事業者による一者応札(応募)が継続し、改善が見込めない事案については、適正な契約方式に移行を検討する。

【アンケート調査実施件数】

(2) コスト削減・調達業務の効率化

① 共同調達の推進

- ・汎用的な物品・役務について、他の独立行政法人等と実施する共同調達の品目拡大の検討を行う。

【検討した共同調達品目数】

② 複数年契約の拡大

- ・複数年契約について、機器の賃貸借、保守にかかる契約のほか、調達コストの低減、契約の適正化や調達事務の効率化を図る観点から、複数年契約がより有効と認められる案件への拡大を検討する。

【複数年契約を検討した件数】

3. 調達に関するガバナンスの徹底(【 】は評価指標)

(1) 随意契約に関する内部統制の確立

新たに締結することとなる案件については、理事長が指定する契約審査委員により、会計規程における「随意契約によることができる事由」との整合性や、より競争性のある調達手続

の実施の可否の観点から点検を受けることとする。

ただし、緊急の場合等やむを得ないと認められる場合は、事後的に報告を行うこととする。

【契約審査委員による審査実施件数】

(2) 調達等会計関係事務の周知、不適正な会計処理の未然防止のための取組

- ①毎年度、新規採用職員を対象とした研修において、契約等の会計関係の講義を引き続き実施することに加え、調達等合理化計画の説明等を行い、職員への周知徹底を図る。
- ②会計職員については、国等の実施する財務・会計関係の研修の機会がある場合に積極的に参加する。
- ③会計関係業務のマニュアル等をイントラネットに掲載することで、所内全職員に周知徹底を図る。

4. 自己評価の実施

調達等合理化計画の自己評価については、各事業年度に係る業務の実績等に関する評価の一環として、年度終了後に実施し、自己評価結果を主務大臣に報告し、主務大臣の評価を受ける。主務大臣による評価結果を踏まえ、その後の調達等合理化計画の改定・策定等に反映させるものとする。

5. 推進体制

(1) 推進体制

本計画に定める各事項を着実に実施するため、理事(総務・企画担当)を総括責任者とする調達等合理化検討会により調達等合理化に取り組むものとする。

総括責任者	理事(総務・企画担当)
副総括責任者	企画部長、総務部長
メンバー	企画課長、会計課長、その他副総括責任者がその所属職員の中から指名する者

(2) 契約監視委員会の活用

監事及び外部有識者によって構成する契約監視委員会は、当計画の策定及び自己評価の際の点検を行うとともに、これに関連して、理事長が定める基準に該当する個々の契約案件の事後点検を行い、その審議概要を公表する。

6. その他

調達等合理化計画及び自己評価結果等については、海上技術安全研究所のホームページにて公表するものとする。

なお、計画の進捗状況を踏まえ、新たな取組の追加等があった場合には、調達等合理化計画の改定を行うものとする。